# 令和6年度

# 商工会マンスリ 2 月号



### 会員数 2025年 1月31日現在

554 名

発行:池田町商工会 揖斐郡池田町六之井 1480-1 🖳 🚾 TEL:0585-45-8000 FAX:0585-45-8186 E-mail:ikeda@ml.gifushoko.or.jp



# 令和6年分所得税と消費税 決算・確定申告相談

池田町商工会と池田町青色申告会では、下記の日程により令和 6 年分の所得税・消費税の確定申告相 談を行います。関係書類・筆記具・電卓などをご持参のうえご出席下さい。

また、本年度も手間のかからない e-Tax (税理士代理送信) を利用して申告指導させていただきます。

# 【確定申告等 税理士相談日】

日 程	時間	場所	税理士名	備考
2月18日(火)			川瀬	
2月21日(金)			川瀬	
2月25日(火)	9時~12時 13時~16時	池田町商工会館 2階研修室	渡邉	名古屋税理士会 派遣税理士
2月27日(木)			宇野	
3月 3日(月)			川瀬	
3月 4日(火)			渡邉	
3月 5日(水)			渡邉	
3月 6日(木)			宇野	
3月 7日(金)			渡邉	
3月10日(月)			川瀬	
3月12日(水)			渡邉	
3月13日(木)			川瀬	
3月14日(金)			渡邉	

## 【消費税申告 税理士相談日】

日 程	時間	場所	税理士名	備考
3月21日(金)	9時~12時	池田町商工会館	川瀬	名古屋税理士会
3月24日(月)	13時~16時	2 階研修室	川瀬	派遣税理士

【手数料】 会 員:各 3,000円(税込) <所得税、消費税>

非会員:各20,000円(税込) <所得税、消費税>



①税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ



- ②申告される方及び扶養家族等のマイナンバーと申告者ご本人の運転免許証などの 身分証明書
- ③国民年金・生命保険・小規模企業共済などの各種証明書
- ④消費税を申告される方は税率ごとに経理を区分したもの など

### 商工会の『WEB セミナー』を利用して経営に役立てよう

WEB セミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。何時でも、何処でも、ご利用いただけます。

無料配信中

#### 【ご利用方法】

①池田町商工会のホームページのバナーをクリック↑↑

- ②専用 ID とパスワードを入力します。
- ③600本以上の豊富なラインナップが無料で視聴可能

ログイン ID 4041 パスワード 4041

# 創業(継業)・事業承継サポート事業

中小企業・小規模事業者における経営者の高齢 化や後継者不足などによって、今後、多くの事業 所が廃業に追い込まれると見込まれています。そこ で、地域の経済活動の維持・発展と事業所様の円 滑な事業承継の実施に向けて、現在、国や支援機 関が事業承継に重点的に取り組んでいます。 そこで商工会では、事業承継に向けたサポートを 実施しています。

- ★後継者と共に事業承継について考えたい
- ★相続税·贈与税、事業用財産の承継について相談したい
- ★事業を第三者に譲りたい
- ★後継者候補を探したい
- ★創業(跡継ぎ)の事業計画を考えたい など お気軽にお問い合わせください! 詳しくは<u>池田町商工会</u>まで!!



揖斐郡池田町六之井 1480-1

TEL:0585-45-8000 FAX:0585-45-8186

# マル経金利

### 2025年1月31日現在

日本政策金融公庫 HP

1.65%



# 行事予定







2月 8日(土) 年末年始大感謝祭 『水森かおり歌謡ショー』

2月18日(火)決算・確定申告相談(税理士)

2月21日(金)決算・確定申告相談(税理士)

2月25日(火)決算・確定申告相談(税理士)

2月27日(木)決算・確定申告相談(税理士)



## 全国商工会会員福祉共済のご案内

あなたの暮らしを守ります!大切な商工会員の皆様だからこそ加入できる特別な制度です。全国の商工会会員約14万人の方にご利用いただいております。

### ☆安くても充実の補償

月額2,000円の掛金で、思わぬ事故によるケガを 手厚く補償。さらに月額1,000円の医療特約で病気 の入院・手術もカバー。日帰り入院も対応。(通院は3 日目から)

満6歳から満85歳まで幅広い年齢を補償。年齢・性別・業種に関係なく掛金一律。365日、24時間、海外での事故も補償。

### ☆家庭も職場も安心

会員と家族、従業員と家族まで補償。

#### ☆困った時こそ

万が一の事故の際にも手続きは簡単。スピーディーな 共済支払いでサポート

請求額が10万円以下の場合、領収書(コピー可)又は診察券のコピーとレシートがあればOK!

詳しくは、池田町商工会まで!!



### 解説動画はコチラ!!

# 会員加入

1月20日開催の理事会で承認を受け、下記の 方々に会員加入いただきました。宜しくお願い致 します。

地区	氏名	業種	事業所名
上田	小寺 陽子	他に分類されない その他生活関連サービス	トリミンク゛サロン ムック
本郷	奥冨 公太	建設業(外構工事)	EXK
小牛	河野かおる	持ち帰り配達 飲食サービス業	add-fun

マル経融資制度



- 〇 マル経融資とは、日本政策金融公庫の無担保、無保証人の融資制度です。
- 返済期間:運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 融 資 額:10万円~2,000万円

【ご利用いただける方】

- ・池田町内で 1 年以上営業し、商工会の経営指導を 6 カ月以上受けている方。
- ・従業員数 20 人以下(商業・サービス業の場合は 5 人以下)の事業所。
- ・所得税や住民税を完納している方。
- ・日本政策金融公庫の融資対象業種である事 など